

日本輸血・細胞治療学会東北支部会規約

第1章 総則

第1条 本会は日本輸血・細胞治療学会東北支部会と称する。

第2条 本会の事務所は支部長のもとに置く。

第3条 本会は日本輸血・細胞治療学会と密接な関連を有し、東北地域における輸血・細胞治療・輸液の研究並びに血液事業の健全な進歩発展に寄与することを目的とする。

第4条 本会は第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 輸血，細胞治療，輸液の研究及び血液事業運営に関する学術集会（例会と称す）の開催
- 2 その他本会において適当と認められた事業

第2章 会員

第5条 本会の会員は上述の主旨に賛同するものをもって構成し、支部からの連絡を受け、例会，総会に出席することができる。
会員を分けて次のとおりとする。

(1) 会員

本会に入会せんとするものは日本輸血・細胞治療学会の会員となりその会費を納入しなければならない。

退会せんとするものは理由をつけて申し出ることとする。

会員は本学会総会及びその他の学術集会に出席して業績を発表又は発言することができる。

(2) 名誉会員

本会に顕著に貢献あるものを評議員会において名誉会員に推挙することができる。

名誉会員は本学会総会及びその他の学術集会に出席して発言することができる
また、評議員会へ参加することができるが、票決に加わることはできない。

(3) 特別会員

本会に貢献したものを評議員会において特別会員に推挙することができる。

特別会員は本学会総会及びその他の学術集会に出席して発言することができる
また、評議員会へ参加することができるが、票決に加わることはできない。

第3章 役員

第6条 本会に次の役員を置く。

支部長 1名，副支部長 1名，評議員若干名，監事 2名，会計若干名，委員会委員長若干名，その他必要な役員。

支部長を除く役員は支部長が委嘱する。

第7条 支部長は評議員会において評議員の互選により定める。

第8条 支部長は本会を代表し司宰する。各例会（次章）ごとに、例会主宰者として例会長を定める。例会長は、評議員会に諮って支部長がこれを委嘱する。

第9条 評議員は本会の関係領域において貢献少なからざる人を評議員が推薦し、評議員会、総会の議を経て支部長が委嘱する。

2 評議員は理由なく5回連続して、評議員会を欠席の場合、または年会費を2年以上滞納し督促に応じなかった場合、評議員の資格を失う。

3 評議員は、年齢70歳に達した後、初めて開催される総会評議員会をもってその任を終える。

第10条 監事は評議員会において決定し、支部長はこれを委嘱する。

第11条 役員任期は3年（春の例会総会翌日から3年後の例会総会日まで）とする。但し再任を妨げない。欠員などによる任期期間内の役員交代による任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 学術集会（例会）

第12条 毎年春秋2回学術集会（例会）を開催する。

例会長は例会を主宰し、支部長と協議の上、例会の予算計上、準備及び運営等一切の業務を行う。

第13条 総会

総会は例会の機会毎に開催する。

総会は支部長が召集し、評議員会で審議決定された事項を総会にて承認を得る。会員は総会において意見を述べるができる。

第14条 評議員会

総会に先立ち評議員会を開催する。評議員会は支部長が招集し、本会の重要事項を審議、決定するもので、出席評議員の過半数をもって決議を行う。

その他、支部長が必要と認めるときは臨時評議員会を召集することができる。

第15条 委員会

支部長は必要な委員会を設置することができる。

第5章 会計

第16条 本会の経費は次の収入をもって充てる。

- 1 日本輸血・細胞治療学会からの運営資金
- 2 寄附金
- 3 その他

本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

附則

1. 本会規約は昭和 56 年 4 月 1 日より実施
2. 本会規約は評議員会の議を経て総会の承認をもって改正することができる。
3. 第 1 章第 2 条の事務所の所在および第 5 章第 16 条の会計年度は、昭和 62 年 2 月 7 日に変更
4. 第 1 章第 2 条の事務所の所在を平成 5 年 6 月 1 日に変更
5. 第 1 章第 2 条の事務所の所在を平成 13 年 2 月 24 日に変更
6. 第 3 章第 11 条の役員の任期、及び第 5 章第 16 条の 1 の施設会費を平成 15 年 3 月 22 日に変更
7. 第 3 章第 6 条、第 9 条、第 11 条、第 4 章第 13 条、第 15 条、第 5 章第 16 条を平成 16 年 2 月 28 日に変更
8. 第 5 章第 16 条を平成 17 年 9 月 10 日に変更
9. 日本輸血学会を日本輸血・細胞治療学会に変更（平成 18 年 9 月 16 日）
10. 第 2 章第 5 条（2）を平成 18 年 9 月 16 日に変更
11. 第 2 章第 5 条（3）、第 3 章第 9 条（3）を平成 18 年 9 月 16 日に追加
12. 第 2 章第 5 条(1), (2), (3), 第 3 章第 9 条(2), 第 5 章第 16 条を平成 20 年 3 月 1 日に変更
13. 第 5 章第 16 条を平成 22 年 9 月 4 日に変更
14. 第 2 章第 5 条（1）を平成 24 年 9 月 8 日に変更
15. 第 2 章第 5 条（3）を平成 25 年 3 月 23 日に変更
16. 第 2 章第 5 条（2）、（3）、第 3 章第 9 条（2）を平成 25 年 8 月 31 日に変更
17. 第 4 章第 12 条、第 13 条を平成 30 年 9 月 8 日に変更